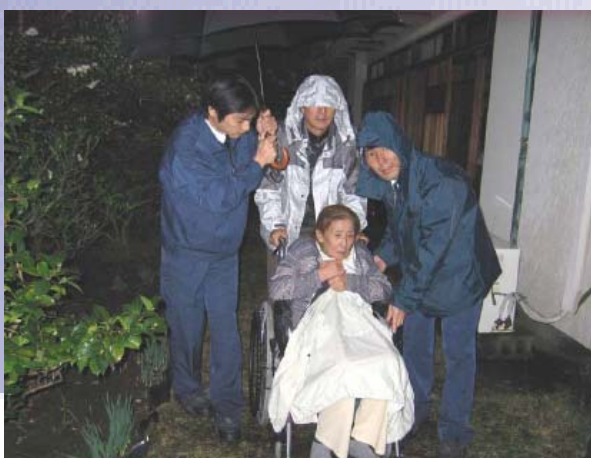


～ 地区災害時要援護者支援班（地区支援班）用 ～

災害時要援護者支援制度の手引き



平成21年1月

宇都宮市

目次

1 災害時要援護者支援制度の概要について

- (1) 災害時要援護者 1
- (2) 避難支援者 1

2 「地区支援班」について

- (1) 地区支援班の設置 2
- (2) 主な役割・活動内容 2

3 「地域台帳」について

- (1) 「地域台帳」作成までの流れ 4
- (2) 要援護者宅訪問時のポイント 6
- (3) 避難支援者の選任 6
- (4) 避難所の選定 6
- (5) 「台帳」裏面（地域記入欄）の記入方法 7
- (6) 「台帳」回収・確認時の留意点 7

4 「地域台帳」等の管理について

- (1) 日常の管理方法 8
- (2) 複写・複製の禁止 8
- (3) 更新・追加時の対応 8
- (4) 事故発生時の対応 8

□資料□

- ・資料1 . . . 「災害時援護希望申込書（兼台帳）等に関する協定書」
- ・資料2 . . . 「災害時援護希望申込書（兼台帳）」
- ・資料3 . . . 「宇都宮市災害時援護希望者リスト」
- ・資料4 . . . 「もしものときの避難場所」

1 災害時要援護者支援制度の概要について

- 集中豪雨や地震などの災害時に自力避難が困難な「災害時要援護者」について、日頃から、誰が支援し、災害時にどこに避難させるかなど、あらかじめ地域住民同士で決めておく“地域ぐるみの助け合い”の制度です。

この制度は、“災害時要援護者ご本人の要望”と“ご近所の方々の温かい善意（ボランティア）”の一致により成り立つ制度です。そのため、地区支援班や避難支援者の方々は、災害時要援護者等の個人情報適切に管理して活動していれば、法律上の特別な責任や義務などは発生しません。

（1）災害時要援護者（以下「要援護者」と略します。）

①定義

在宅で生活している高齢者や障がい者のうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難な方。

②現状

援護希望者として市に申し込み、市の「台帳」に登録されている市民は、約8,000人。

➤ 高齢者：約6,200人、障がい者：約1,800人

〔 1 連合自治会あたりの平均人数：約200人
1 単位自治会あたりの平均人数：約10人 〕

（2）避難支援者

①定義

原則、要援護者本人が希望するご近所の顔なじみの方。

②主な役割・活動内容

【平常時】

- ・要援護者への「声かけ（あいさつ）」や「見守り」
- ・避難経路や危険箇所の確認
- ・地域の防災訓練への積極的な参加
- ・常備薬や非常持出品の有無、保管場所の確認 など



【災害時】

- ・要援護者の安否確認（自身や家族の安否確認後）
- ・災害情報の速やかな伝達
- ・要援護者を避難所等へ避難誘導
- ・負傷者の救出、救助（地域住民と協力） など

2 「地区支援班」について

- 「地区支援班」とは、要援護者の把握や避難支援者の選任など、日頃から要援護者を支援する体制を整備するとともに、災害時に要援護者に対する情報伝達や安否確認などを行うため、連合自治会の区域（39地区）ごとに設置される組織です。

（1）地区支援班の設置

地区支援班の設置にあたり、必ずしも新しい代表者や構成員で組織する必要はありません。

既に地域活動を展開している自主防災会・自治会・地区社協・民児協などの組織に、地区支援班の役割や機能を加えていただいても結構です。

また、地域の実情を考慮しながら、自主防災会や自治会などの既存団体の中に、必要に応じて様々な団体（地区社協、民児協、老人クラブ、婦人会、育成会・・・など）の代表者や役員などを加え、その組織に地区支援班の役割や機能を担っていただくことも可能です。

なお、地区支援班の設置後は、構成員の氏名や簡単な組織イメージなどを市に報告していただきます。

（2）主な役割・活動内容

①【設置当初】

- 台帳等の取扱いに関する協定（資料1）の締結
 - 地区支援班の代表者と宇都宮市長との間で締結します。
 - 協定書の主な目的は、要援護者等の個人情報の保護です。
- 災害時要援護者支援制度に関する研修会への参加
 - 市が地区支援班の全員に対して実施します。
- 「地域台帳」の作成
 - 要援護者一人ひとりに対して、避難支援者の選任や避難所の選定を行い、市の「台帳」（資料2）の裏面に必要な事項を記入していただきます。
 - 作成までの流れは、4ページ以降の“**3 「地域台帳」について**”をご参照ください。また、詳しい作成方法等は、上記の研修会でご説明いたします。



②【平常時】

●「地域台帳」等の管理

- 必ず、地区支援班の構成員が管理してください。
- 地域台帳等の管理者が替わる場合は、必ず、後任の管理者に地域台帳等を引き継いでください。

●「地域台帳」等の更新

- 現状と地域台帳の内容が異ならないよう、適宜、地域台帳等を更新してください。

●要援護者の新規登録の促進

- 要援護者に該当しそうな方が地域にいる場合は、要援護者の登録申請を積極的に勧めてください。

③【災害時】

●情報伝達

- 市等からの災害情報*に基づき、迅速かつ正確に避難支援者や要援護者等に災害情報を伝達してください。

●要援護者の安否確認・避難誘導，負傷者の救出・救助など

- 避難支援者に準じて、できる限り実施してください。

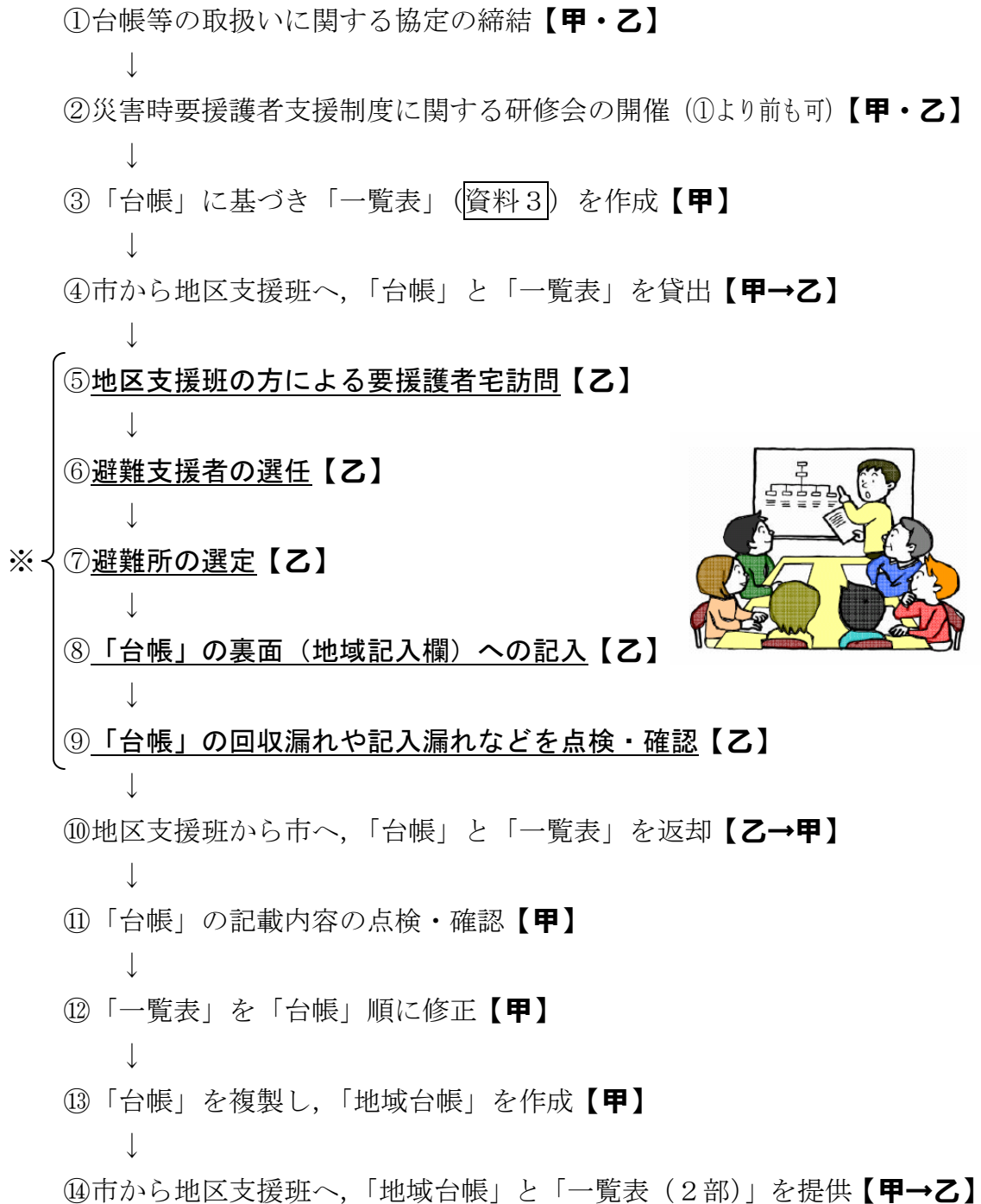
災害情報とは？

- (1)「**避難準備情報**」… 避難勧告や避難指示に先立って発令される災害情報で、要援護者の方は避難を開始し、一般の方は避難の準備を始めます。
- (2)「**避難勧告**」… 災害発生の恐れがある場合に発令される災害情報で、一般の方も避難を開始します。
- (3)「**避難指示**」… 人的被害が発生する危険性が極めて高い場合に発令される災害情報で、まだ避難していない方は直ちに避難を開始しなければなりません。



3 「地域台帳」について

(1) 「地域台帳」作成までの流れ (右図参照)



※下線⑤～⑨の一連の作業は、地区支援班の方々にご担当いただく大変重要な作業であり、概ね2～3ヶ月間の期間を見込んでいます。

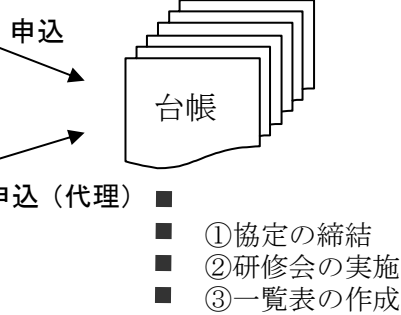
「地域台帳」作成までの流れ

宇都宮市（甲）

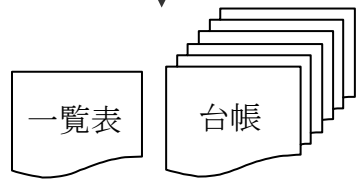
地区支援班（乙）

市民
(援護希望者)

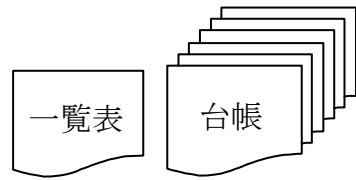
民生委員児童
委員，地域包
括支援センタ
ーなど



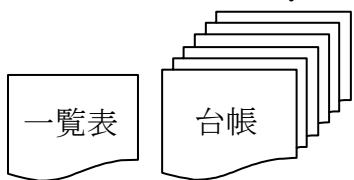
- ①協定の締結
- ②研修会への参加



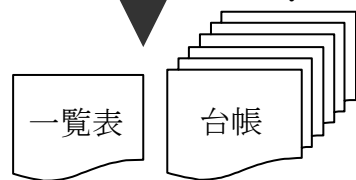
④貸出



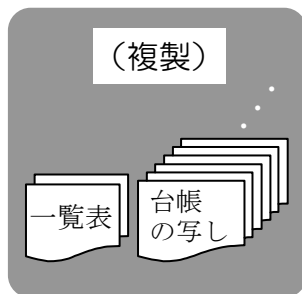
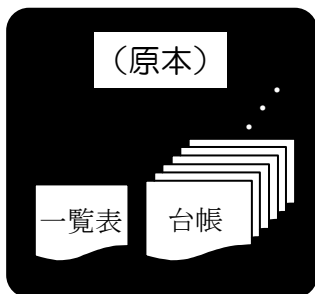
- ⑤要援護者宅訪問
- ⑥避難支援者の選任
- ⑦避難所の選定
- ⑧台帳（裏面）記入
- ⑨点検・確認



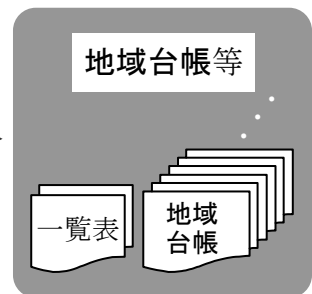
⑩返却



- ⑪点検・確認
- ⑫一覧表の修正
- ⑬台帳を複製



⑭提供



(2) 要援護者宅訪問時のポイント

- 訪問の目的や制度の内容などをはっきりと伝え、要援護者本人の理解を得てから、避難支援者の選任や避難所の選定などを始めてください。
- 高齢者や障がい者などの特性を理解するとともに、必要に応じてご近所の地区支援班の方を同伴して訪問するなど、要援護者に十分配慮しながら対応しましょう。

(3) 避難支援者の選任

- 要援護者本人が希望するご近所の顔なじみの方を2人以上選び、そのご近所の方々（避難支援者）の承諾（署名）を得てください。
- 災害時の機動性や避難支援者の負担などを考慮し、1人の避難支援者が複数の要援護者を掛け持つことは、できる限り避けましょう。
- 避難支援者が見つからない場合は、要援護者本人の承諾を得たうえで、地区支援班の方が、その要援護者の避難支援者を兼任していただいても結構です。また、要援護者本人の承諾を得たうえであれば、要援護者の所属する組内や自治会の班などが、避難支援者を務めていただくことも可能です。

(4) 避難所の選定

- 要援護者と避難支援者で共通認識・理解のもと、避難経路や危険箇所などを考慮し、最寄りの避難所（「地区福祉避難所」）を選びましょう。
- 避難所の多くは小・中学校ですが（[資料4](#)参照）、避難所を選ぶ際、学区等にとらわれる必要はありません。

「福祉避難所」とは？

(1) 「地区福祉避難所」

… 要援護者の身体介護や健康相談などのため、一定の配慮や部屋等が確保された市内148箇所のすべての避難所のこと。

(2) 「拠点福祉避難所」

… 地区福祉避難所の機能に加え、保健師等の支援スタッフが配置された保健・福祉サービスの提供拠点となる避難所（市内25箇所の中学校）のこと。

(3) 「民間福祉避難所」

… 災害時において、要援護者の受入等の協力が可能な民間の社会福祉施設等のこと。現在、整備中。

(5) 「台帳」裏面（地域記入欄）の記入方法

- 「避難支援者」欄は、必ず本人同意のうえ、自署でお願いします。
- 「単位自治会名」欄は、必ずご記入ください。
- 「拠点福祉避難所」「単位自治会長」「担当地区民生委員」欄への記入は不要です。
- 中段の余白部分は、以下の場合などに活用します。
 - 組内や自治会の班の全員が避難支援者を務める場合
 - 要援護者が支援を拒否した場合 など

(6) 「台帳」回収・確認時の留意点

- 台帳の回収漏れがないよう、必ず確認してください。
- 台帳裏面の必須項目*に記入漏れがないよう、すべての台帳について点検を行ってください。

必須項目

- ・「避難支援者」欄（原則、2人以上記入）
 - 中段の余白部分に、組内や自治会の班等で支援する旨記載のある場合は、この欄の記入の必要はありません。
- ・「地区避難所」欄
- ・「単位自治会名」欄



4 「地域台帳」等の管理方法について

(1) 日常の管理方法

- 地区支援班の代表者以外でも、地区支援班の構成員であれば地域台帳等を管理することができます。
- 紛失・盗難防止や個人情報の流出防止のため、日頃から地域台帳等は施錠可能で安全な場所に保管しておいてください。
- 地区支援班の構成員を辞める際は、保有している地域台帳等を後任の地区支援班の方に適切に引き継いでください。また、辞めた後についても、活動中に知り得た個人情報は、他に漏らさないでください。

(2) 複写・複製の禁止

- 市から貸与もしくは提供された資料（台帳、地域台帳、一覧表など）のコピーは禁止されています。また、それらの資料をデジタルデータとしてパソコン等に取り込まないでください。

(3) 更新・追加時の対応

- 要援護者の施設入所や死亡などにより地域台帳が不要となった場合、地区支援班の代表者を通じ、適宜、地域台帳を市に返却してください。
- 要援護者の状態の変化や避難支援者の転居などにより、地域台帳等の記載内容に変更が生じた場合は、市の指示に従い、地域台帳等の更新を適切に行ってください。
- 新たに「災害時援護希望申込書（兼台帳）」が提出された場合、市の指示に従い、4ページの「“地域台帳”作成までの流れ」に準じて処理し、地域台帳等の追加・更新を適切に行ってください。

(4) 事故発生時の対応

- 万一、地域台帳や一覧表等が紛失や盗難に遭ってしまった場合、直ちに市に連絡し、指示に従ってください。



災害時援護希望申込書（兼台帳）等に関する協定書

災害発生時に援護を必要とするひとり暮らし高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）に関し、宇都宮市（以下「甲」という。）と**地区災害時要援護者支援班（以下「乙」という。）は、「災害時援護希望申込書（兼台帳）」（以下「台帳」という。）、乙が地域で使用するために台帳を複製したもの（以下「地域台帳」という。）及び台帳の一覧表その他乙に提供する資料（以下「地域台帳等」と総称する。）の取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

（地域台帳の提供）

第1条 甲は、災害時に要援護者が迅速かつ的確に避難することができるようにするため、乙の区域ごとの台帳を、乙に貸与するものとする。

2 乙は、前項により貸与された台帳の「地域記入欄」を記入し、速やかに甲に台帳を返却するものとする。

3 甲は、前項により返却された台帳の内容を確認のうえ、地域台帳を作成し、乙に提供するものとする。

4 前3項の規定については、甲が、前項により地域台帳を提供した後において、新たに台帳の提出を受けた場合について適用する。

（個人情報の取扱い）

第2条 乙は、地域台帳等により提供された個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、宇都宮市個人情報保護条例（平成12年3月24日条例第2号）第4条及び第5条の規定に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（地域台帳等の適正な管理）

第3条 乙は、地域台帳等の授受、搬送、処理、保管その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するため、その適正な管理に努めなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第4条 乙は、地域台帳等を複写及び複製してはならない。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第5条 乙は、地域台帳等を安否確認・避難誘導等の災害活動支援以外の用途に使用してはならない。

（第三者への提供）

第6条 乙は、要援護者の避難行動等を支援する者（以下「避難支援者」という。）に対し、地域台帳等に記載された避難行動等に必要な情報を提供できる。

2 乙は、前項により避難支援者に対し、地域台帳等に記載された避難行動等に必要な情

報を提供する場合には、個人情報の取扱いに関する事項、その他甲が指示する事項について、当該避難支援者に周知しなければならない。

3 乙は、地域台帳等を避難支援者以外に提供してはならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、地域台帳等の取扱いに関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、乙の職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定については、避難支援者についても適用する。

(地域台帳等の更新)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の指示に従い速やかに地域台帳等を更新するものとする。

- (1) 要援護者の転居等により、地域台帳等が不要となった場合
- (2) 避難支援者の転居等により、地域台帳等の記載内容に変更があった場合
- (3) その他地域台帳等の更新の必要が生じた場合

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(締結の継続)

第10条 この協定書は、甲又は乙から特段の申し出がない場合、協定の締結を継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に規定していない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年**月**日

宇都宮市旭1丁目1番5号

甲 宇都宮市

宇都宮市長 佐藤 栄

公
印

宇都宮市**町**番**号

乙 **地区災害時要援護者支援班

代表者 * * * * 印

災害時援護希望申込書 (兼台帳)

平成19年12月10日

(あて先) 宇都宮市長

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、災害時の避難支援及び避難所における支援を希望し、同制度に登録することを希望します。

また、私が届け出た下記個人情報を市が地区災害時要援護者支援班、避難支援者、消防署、警察署等の関係機関に提供することを承諾します。

台帳登録者		代理記載及び 代理申込みの場合	登録者との関係	長男
地区番号	14		氏名	宇都宮 太郎 印
住所	宇都宮市 旭1-1-5 コーポ市役所202 電話番号 028-632-****		家族構成 該当する事項に ○をつけてください	① ひとり暮らし 2 高齢者のみの世帯 3 その他
フリガナ	ウツノミヤ ハナコ		性別	生年月日 (86歳)
氏名	宇都宮 花子 印	男・女	明・大	昭・平10年11月11日
緊急時連絡先 (緊急時に連絡をとる人です。できるだけ記載してください。)				
フリガナ	ウツノミヤ タロウ	続柄	住所	電話番号
氏名	宇都宮 太郎	長男	東京都千代田区**町1-1-1 東京マンション202	090-****-**** 03-****-****
【特記事項】 該当する事項に○をつけてください。				
1 立つことや歩行ができない 2 支え等につかまることができない 3 外出時は、車椅子を使用している ④ 外出時は、杖や歩行器を使用している 5 音が聞こえない 6 音を聞き取りにくい 7 物が見えない 8 物が見えにくい ⑨ 声が出ない 10 ことばをうまく話せない 11 飲みこむことができない 12 在宅酸素療法をうけている		13 人工呼吸器をつけている 14 人工透析をうけている 15 精神的な動揺がはげしい 16 方向がわからない 17 危険なことを判断できない 18 顔を見ても知人や家族とわからない ⑬ その他 ・月・水曜日は〇〇のデイサービス利用 ・日中は1階に寝ていることが多い ・筆談している		
		薬を飲んでいる病気 (あればいくつでも) ア 血圧 イ 心臓 ウ 腎臓 エ 肝臓 オ 喘息 ⑭ 糖尿 キ うつなど ⑮ その他 [糖尿病のため、インシュリン注射している。 ・狭心症の貼り薬を使用している。]		

太枠内のみ記入してください

※避難支援者は、ボランティア精神に基づき支援をするものです。

※この台帳に記載された情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るために活用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

(様式2)

資料3

宇都宮市災害時援護希望者一覧表

平成 年 月 日

**地区 ** **自治会						班名	避難支援者①	避難支援者②	避難支援者③	地区避難所	備考
1	****	宇都宮 花子	ウツミヤ ハナコ	旭1丁目1番5号	コーポ市役所 202	この部分は、地区支援班から返却された台帳に基づいて、市で記入します。					
2	****	栃木 十力	トキキ 十力	旭1丁目1番6号							
3	****	若草 ウメ	ワカクサ ウメ	旭1丁目1番7号							
4	****	細谷 二郎	ホノヤ シロウ	旭1丁目1番8号	あすなろ荘 3号室						
5	****	松原 キヨ	マツハラ キヨ	旭1丁目1番9号							
6	****	中戸祭 武	ナカトマツリ タケシ	旭1丁目1番10号							
7	****	長岡 アサ	ナガオカ アサ	旭1丁目1番11号							
8	****	八幡 充	ハチマン ミツル	旭1丁目1番12号							
9	****	泉 五郎	イズミ コロウ	旭1丁目1番13号	泉ハイツ101						
10	****	清住 文	キヨズミ フミ	旭1丁目1番14号							

もしものときの避難場所

災害が発生した場合には、避難したり、仮生活を始めたりする場所が必要です。
 市内には一時的に避難する「一時避難場所」、大火災など二次災害が発生した際に避難する「広域避難場所」、避難生活が必要になったときに開所される「避難所」をそれぞれ指定し、生活物資を蓄える「防災備蓄庫」を設置しています。



